

教育委員会定例会（平成29年9月）会議録

1 日 時	平成29年9月7日（木） 15:00～:15:55
2 場 所	新居浜市庁舎3階 応接会議室
3 出 席 者	教 育 長 関 福生 委 員 伊藤 嘉秀 宮内 文久 長野 美和子 近藤 智佳 事務局長 武方 弘行 戦 略 監 榎木 奨悟 総括次長 三沢 清人 次 長 高橋 良光 曾我 幸一 高橋 利光 曾我部 みさ 桑原 一郎 横井 邦明 課 長 高橋 正弥
4 教育長及び 教育委員会事業報告	8月事業報告及び9月事業予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
6 会議の概要	<教育長一般報告> <報告> 報告第4号 専決処分の報告について(平成29年度補正予算 [第2号]の議案送付について) <議案> 議案第45号 審査請求について 議案第46号 新居浜市銅山の里自然の家運営協議会委員の任 命及び委嘱について 議案第47号 新居浜市立図書館協議会委員の任命について <いじめ、不登校等生徒指導関係> <その他> (1) 平成28年度決算について (2) 市長専決処分の報告について ・ 公用車の事故による損害賠償の額の決定について

<p>関教育長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成29年第9回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員につきましては、近藤委員さん、宮内委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。</p> <p>平成29年第8回定例会会議録承認は、長野委員さん、近藤委員さんにご署名をいただいております。</p> <p>それでははじめに私の方から一般報告を行います。 資料の2ページをご覧ください。</p> <p>8月 5日 新居浜ユネスコ協会主催『平和の鐘を鳴らそう』事業（イオンモール新居浜）</p> <p>6日 東予合唱フェスティバル（市民文化センター）</p> <p>8日 人権同和教育夏季研修会</p> <p>17日 主幹教諭及び教務主任研修会</p> <p>18日 別子中学校寄宿舎安全祈願祭</p> <p>20日 サマーフェスティバル（マイントピア別子）</p> <p>9月 3日 A J 3 on 3 2017レギュラーシーズン愛媛ラウンド開会式（イオンモール新居浜）</p> <p>5日 市議会定例会本会議（・22日）</p> <p>12日 市議会定例会本会議一般質問（～14日）</p> <p>16日 第22回新居浜ひうちライオンズクラブ旗争奪小学生バレーボール大会（山根総合体育館）</p> <p>30日 愛顔つなぐえひめ国体総合開会式（ニンジニアスタジアム）</p> <p>社会教育課の事業は、</p> <p>8月10日 教育委員会定例会（第8回）</p> <p>21日 公民館職員研修会（市民文化センター）</p> <p>9月 2日 東予地区愛護班活動研究集会（四国中央市福祉会館）</p> <p>7日 教育委員会定例会（第9回）</p> <p>学校教育課の事業は、</p> <p>8月 2日 新規ALT着任〔1人〕</p> <p>4日 中学生アメリカ訪問団第1回事前研修会</p>
-------------	--

	(市民文化センター)
	9日 英語キャンプ(～10日)(大洲青少年交流の家)
	10日 教職員ESD研修会(市民文化センター)
	全国中学校体育大会壮行式(ウイメンズプラザ)
	17日 中学生アメリカ訪問団第2回事前研修会 (市民文化センター)
	18日 別子中学校寄宿舎建設工事安全祈願祭 (別子中学校)
	新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会 (市庁舎)
	22日 第3回小中学校教頭研修会(市民文化センター)
	28日 第2回通学路安全対策協議会(市民文化センター)
	新居浜市国際交流推進委員会(市庁舎)
	30日 第4回あかがね算数・数学コンテスト (市民文化センター)
9月	1日 公立幼稚園、小・中学校第2学期始業式
	3日 市PTA連合会レクバレーボール大会 (市民体育館ほか)
	10日 別子小中学校運動会
	17日 中学校運動会(別子中学校、ひびき分校を除く)
	22日 中学生アメリカ訪問団第3回事前研修会(市庁舎)
	24日 小学校運動会(惣開小学校、若宮小学校、浮島小学 校、別子小学校を除く)
	スポーツ振興課の事業は、
8月	8日 第3回「ドリーム・ベースボール」説明会 第2回ドリーム・ベースボール実行委員会
	10日 東雲市民プール 福祉プール開放事業 (東雲市民プール)
	20日 トップアスリート事業 バスケットボール (新居浜商業高校体育館)(講師:トヨタ紡織(株)女 子バスケットボール部ヘッドコーチ 小西文一 氏、元全日本ジュニア代表コーチ 瀬良強氏)
	23日 テコンドー全国大会(JOCジュニアオリンピック カップ 第10回全日本ジュニアテコンドー選手 権大会)市長・教育長報告会

	<p>(プムセ種目小学生男子の部：千葉雄太くん3位入賞、キョルギ種目小学3年生女子の部：松岡風羽さん3位入賞)</p> <p>愛媛マンダリンパイレーツ公式戦(市営野球場) (vs. 高知ファイティングドッグス)</p> <p>31日 東雲市民プール 平成29年度使用期間満了</p> <p>9月10日 市制施行80周年記念事業「宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボール」開催 (ふれあい講演会：あかがねミュージアム) (ふれあい野球教室、ドリーム抽選会、ドリーム・ ゲーム：市営野球場)</p> <p>12日 えひめ国体出場者壮行会(市民文化センター)</p> <p>文化振興課の事業は、</p> <p>8月20日 ふるさとラボ歴史講座「謎とき本能寺の変と四国 説」(参加者70名)</p> <p>21日 市制施行80周年記念事業「10才のわたしとぼ く」発表のためのワークショップ及び公演 (あかがねミュージアム)(~27日)(出演者：市 内の小学4年生14名、80才の男女、公演の入場 者222名)</p> <p>9月11日 第1回新居浜市美術館収集審査委員会 (あかがねミュージアム)</p> <p>発達支援課の事業は、</p> <p>8月 2日 第2回教育支援委員会(こども発達支援センター)</p> <p>22日 前期発達支援スキルアップ連続講座 (工業高等専門学校)(・23日) (講師：愛媛大学教育学部教授、附属特別支援学校 校長 吉松 靖文)</p> <p>31日 第3回教育支援委員会(こども発達支援センター)</p> <p>学校給食課の事業は、</p> <p>8月 8日 第3回学校給食アレルギー対応検討委員会 (学校給食センター)</p> <p>22日 学校栄養教職員新規献立調理実習試食会</p>
--	--

	<p>(泉川公民館)</p> <p>8 月度学校栄養教職員会 (学校給食センター)</p> <p>2 3 日 中学校給食献立検討委員会 (泉川公民館)</p> <p>9 月 4 日 2 学期給食開始 (学校給食センターは 5 日～)</p> <p>8 日 9 月度学校栄養教職員会 (学校給食センター)</p> <p>2 5 日 四国中央市給食調理員研修受け入れ (学校給食センター)</p> <p>別子銅山記念図書館の事業は、</p> <p>8 月 1 日 ブックスタート事業 保健センター 5 カ月児検診 (・ 2 日)</p> <p>9 月 5 日 ブックスタート事業 保健センター 5 カ月児検診 (・ 6 日)</p> <p>○お話し会</p> <p>8 月 3 日 乳幼児 (0 歳～ 3 歳) 向けお話し会 (8 0 名参加)</p> <p>9 日 幼児向けお話し会 (5 名参加)</p> <p>1 9 日 小学生向けお話し会 (8 名参加)</p> <p>2 3 日 幼児向けお話し会 (1 5 名参加)</p> <p>9 月 7 日 乳幼児 (0 歳～ 3 歳) 向けお話し会</p> <p>1 3 日 幼児向けお話し会 (・ 2 0 日)</p> <p>1 6 日 小学生向けお話し会</p> <p>○夏休み行事</p> <p>8 月 4 日 夏の夜のちょっぴりこわいおはなし会&夜の図書館 たんけん (おはなし会 : 大人 3 1 名 子ども 4 4 名 参加、夜の図書館たんけん : 3 0 名参加)</p> <p>1 0 日 『子ども一日図書館員～読書感想文にちょうせ ん!』第 2 回目</p> <p>1 7 日 『子ども一日図書館員～読書感想文にちょうせ ん!』第 3 回目</p> <p>2 5 日 『図書館で学ぼう! お金のこと』 ～図書館・銀行タイアップセミナー～ (講師 : (株)伊予銀行、大人 2 5 名 子ども 3 5 名 参加)</p> <p>2 6 日 新居浜市立図書館こども読書通帳マラソン 優秀者に表彰状授与式 (幼児 3 8 名、小学生 (低学 年 3 0 名、中学年 2 9 名、高学年 1 2 名)、中学生 6 名、計</p>
--	---

	<p>115名がエントリー、それぞれの部門上位3名に授与)</p> <p>○講座・講演会</p> <p>9月30日 『人形げきや おたこぐみがやってくる!』 文部科学省委託事業「読書との出会い提供事業」 (対象：幼児～小学生)</p> <p>○ロビー展示</p> <p>7月29日 『男女共同参画週間パネル展』(～8月4日)</p> <p>8月 2日 『戦争と平和を考える』原爆パネル展(～30日) 『日和佐初太郎が見た昭和28年の四国国体』写真 パネル展(～22日)(写真提供：松山明子氏)</p> <p>29日 『スマホが与える子どもへの害』(～9月8日)</p> <p>9月12日 『みんなで守ろう新居浜市の救急医療体制』 (～20日)</p> <p>26日 『自分に献身していますか?』(～10月6日)</p> <p>○テーマ展示</p> <p>8月 一般展示 『戦争と平和』 児童展示 『戦争ってなに?』</p> <p>9月 一般展示 『子規と漱石 その仲間たち』 児童展示 『宇宙と星のものがたり』</p> <p>○ケース展示</p> <p>8月 「山の日」に関連した展示</p> <p>9月 「子規遺墨」</p> <p>○企画パネル展</p> <p>8月24日 『原爆と人間展』(ホール側第2会議室)(～26日) (主催：愛媛県原爆被害者の会・新居浜支部)</p> <p>○夏休み期間中</p> <p>「臨時読書室」設置</p> <p>○読書との出会い提供事業</p> <p>8月25日 中村松木こども食堂にてお話会(よみきかせボランティアの回転木馬)(35名参加)</p> <p>○特別整理休館日</p> <p>9月27日(水)～29日(金) ※本館のみ</p> <p>ただいまの教育長一般報告で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
--	--

<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>次に報告に移ります。報告第4号「平成29年度補正予算（第2号）の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>報告第4号 専決処分いたしました「平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）の議案送付」について御説明を申し上げます。</p> <p>議案書別冊の2ページ、3ページを御覧ください。</p> <p>本議案は9月5日開会の平成29年第4回新居浜市議会定例会議案として上程されました「平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育関係予算に係るものでございます。</p> <p>それでは補正予算の内容について、別冊の「平成29年度補正予算書及び予算説明書」に沿って御説明申し上げます。予算書の3ページをお開きください。</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出についてでございます。</p> <p>第10款 教育費の欄を御覧ください。第1項 教育総務費を132万5千円増額し、補正後の額を8億8,030万4千円にしようとするもので、教育費全体では45億6,598万2千円となります。</p> <p>続いて、内訳について御説明申し上げます。予算書の28ページを御覧ください。</p> <p>第10款 教育費、第1項 教育総務費、3目 諸費、補正額132万5千円は、「いじめ・不登校問題等対策費」を増額するものでございます。</p> <p>本事業は、いじめ、不登校や虐待など、生徒指導上の諸問題に対応し、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援、経済的支援、関係機関の連携強化など、児童生徒の社会的自立に向けた教育相談・支援体制を構築しようとするもので、アウトリーチ型の学習相談や学習支援のための講師謝金などのほか、事業実施に必要な消耗品や旅費などの経費を計上いたしております。</p> <p>以上で、平成29年度一般会計補正予算第2号に伴う専決処分についての報告を終わります。</p> <p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見はございませんか。</p>
<p>関教育長</p>	

<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>それでは議案審議に移りたいと思います。本日の議事は第45号から第47号の3議案でございます。第46号と第47号につきましては人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第15条の規定により、この会の最後に非公開（秘密会）で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは、議案第45号「審査請求について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第45号「審査請求について」ご説明申し上げます。 議案書の6ページ及び本日配布いたしました資料をお目通しください。</p> <p>本議案は、3件の審査請求について、審理担当職員による審理手続きが終了し、意見書が提出されたことに伴い、その次の手続きとして、情報公開審査会に諮問する内容について審査庁として決定しようとするものです。</p> <p>諮問する内容でございますが、提出された意見書の内容について本日審議していただき、特に問題がなければ同意見書を踏まえた内容での提出となります。</p> <p>意見書については事前に送付しておりますが、再確認していただくため、本日お配りしておりますマーカー付の意見書でご説明申し上げます。</p> <p>それでは、本日お配りいたしました、審理担当職員意見書をご覧ください。</p> <p>まず3件のうちの1件目の意見書についてご説明いたします。これは、教科書裁判を支える会及び教科書の問題を考える東予の会の7名が提起いたしました、審査請求（詳細な会議録）の採決に関するものでございます。</p> <p>事案の概要でございますが、まず平成28年6月22日、教科書裁判を支える会が会議録、この会議録というのは平成28年度</p>
----------------------	--

版中学校教科書採択に関する第2回教科書採択委員会会議録でございますが、その公文書公開請求書を処分庁である教育委員会に対して提出。同日、処分庁は「会議録」の公開決定通知書を送付。同月27日「会議録」の写しを交付いたしました。

それを受けまして、平成28年7月7日、審査請求人から審査庁新居浜市教育委員会に対して、答申結果だけでなく、経緯も含めた意思決定に至る過程の公開を求める審査請求がなされました。

次に審理関係人の主張の要旨についてご説明いたします。

まず、審査請求人の主張でございますが、公開された「会議録」は結果しか記されておらず経過が明記されていないため、学校現場から寄せられた評価が割れた状態の中で、採択委員会においてどのような審議がなされた結果、育鵬社を1位、東京書籍を2位としたのかがわからないので、この部分わかるように、経緯も含めた意思決定に至る過程部（発言者及び発言内容を記載した議事）の公開を求めるというものです。

その主張に対して処分庁は、平成28年6月22日に公文書公開請求人からなされた「会議録」の公開請求に対して、同月27日に全て公開しており、本件処分は新居浜市情報公開条例の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないという主張をしております。

そしてこの内容について審理をいたしました。その審理の内容についてはその次のところに書いてありますように、まず本件に係る法令等の規定についてですが、新居浜市情報公開条例第7条で、公開請求があったときは公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならず、また公開・非公開の決定は書面によって14日以内にしなければならない事が規定されております。この点に関しましては、処分庁は公開請求があった平成28年6月22日に公開決定をし、同日文書で通知し、同月27日に、公開請求された「会議録」の写しを交付しております。

二点目として、公開の対象となる公文書についても条例に規定がありますが、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされております。この点につきましても、保管簿冊等を確認いた

しましたが、公開対象となる公文書としての会議録は、公開された会議録以外に存在しておらず、公開された会議録が本件情報公開請求対象の公文書の全てであることを確認しております。

次に、公開された会議録は結果しか記されておらず経過が明記されていないという点についてでございます。公開された会議録は、本日お配りしております資料1のとおり、日時・場所・出席者・内容について記載されたものではありませんが、その場でどのような意見が交わされたのかについては記載がなく、どのような審議の経過を経て採択委員会が採択案に至ったのかは明記されておられません。審査請求人は、公開された会議録は結果しか記されておらず経過が明記されていないため、答申結果だけでなく、経緯も含めた意思決定に至る過程部の公開を求める審査請求をしております。この点につきましては、先ほど見ましたように公開された会議録の内容は、審査請求人の主張するとおりではありますが、本件審査請求の対象は「2016年度使用中学校教科書採択に関する第2回採択委員会会議録の公開請求」に対する公開決定処分であり、既に作成されている会議録の内容の是非を問う事は本件審査請求の対象外となります。

これ以外に違法性又は不当性があるかについても検討いたしました。したが、他に本件処分に違法又は不当な点は認められません。

ただし、本件審査請求の対象外ではありますが、本件処分の対象となった会議録は、教科書採択委員会での審議の過程が記載されておらず、どのような審議経過を経て教科書採択委員会の採択案が決定されたのかが分からないものとなっており、行政文書として改善の余地が残されております。今後は採択委員会における主要な意見を記載するなど、市民に対する説明責任が適切に果たせるような会議録とすべきと考えられます。

結論でございますが、以上見てきたとおり本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきとの意見でございます。

続きまして、2件目の内容でございますが、非公開を決定とする事務局の見解が決定されるまでの審議過程に係る情報公開請求に関する処分についての審査請求（非公開決定の審議過程）の裁決に関するものでございます。

事案の概要でございますが、まず平成28年7月7日、審査請

求人は、「非公開決定の審議過程」の公文書公開請求書を処分庁に対して提出しました。同年8月23日、処分庁は「非公開決定の審議過程」の公文書公開決定通知及び「非公開決定の審議過程」の写しを郵送。それを受けて、平成28年11月21日審査請求人から、「非公開決定の審議過程」について、公開された文書は事務局の見解の決定の承認過程に過ぎず、審議過程ではないので「非公開決定の審議過程」の公開を求める審査請求がなされたというものです。

審理関係人の主張の要旨でございますが、まず審査請求人の主張は、公開された文書は事務局の見解の決定の承認過程に過ぎず、どのような審議過程を経て「個々の調査票」と「学校ごとの意見」が非公開になり、「私の評価表」が公文書でないと決定されるに至ったのかがわからないということ。また、情報公開が適切になされ市民の知る権利が守られるような公開・非公開の決定に至る適正手続きを整備してもらいたいため、「非公開決定の審議過程」がわかる文書の公開を求める、というものです。

処分庁の主張でございますが、平成28年7月7日に審査請求人からなされた「非公開決定の審議過程」の公開請求に対して、同年8月23日に全て公開しており、本件処分は新居浜市情報公開条例の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない、というものでございます。

審査いたしましたその内容でございますが、本件に係る法令等の規定については先ほどと同じ規定となっております。

この点につきまして、処分庁は公開請求を受理した平成28年8月19日の4日後の8月23日に公開決定通知を送付し、同日、「非公開決定の審議過程」の写しを審査請求人に郵送しております。

公開の対象となる公文書についても同じでございますが、保管簿冊を確認いたしました。が、「非公開決定の審議過程」を記録した公文書は、公開された文書以外に存在しておらず、公開された文書が、本件情報公開請求対象の公文書の全てであることを確認いたしました。

次に公開された文書は事務局の見解の決定の承認過程に過ぎず、決定の審議過程を示したものではないという点についてでございますが、公開された文書は「新居浜市情報公開条例の規定に基づく公文書の部分公開決定について」の起案文書の写しでござ

います。この起案文書というのは、市の意思を決定し文書として具体化する基礎となるもので、本市においても「稟議制度」を採用し、担当職員が作成した決定案を上司に回議し、決裁責任者が決裁することによって組織としての意思決定を行うものであり、最終判断を決裁責任者に委ねながら、その過程で調整審査などを行い、組織としての統一的な意思を形成しようとするものでございます。

公開された文書は、組織としての意思決定をするために、稟議を経て決裁権者の決裁を受けた公文書であり、具体的な審議内容は記載されておりませんが、非公開決定について審議し、決定したものでございます。そして「非公開決定の審議過程」を記録した公文書は、先ほど述べましたとおり、公開された文書以外に存在しておらず、公開された文書が、本件情報公開請求対象の公文書の全てでございます。

また、本件審査請求の対象は、「非公開決定の審議過程」の公開請求に対する公開決定処分であり、公開された公文書の内容が、審査請求人の求める内容ではなかったとしても、その内容の是非を問う事は本件審査請求の対象外でございます。

これ以外の違法性又は不当性についての検討でございますが、他に本件処分に違法又は不当な点は認められません。

結論でございますが、以上見てきたとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべき、との意見となっております。

3件目は、「教科用図書項目別調査票（調査員用 様式1）」に係る情報公開請求に関する処分についての審査請求（様式1）の決裁に関するものでございます。

事案の概要でございますが、平成28年10月6日、審査請求人は「様式1」及び「平成28年度使用中学校教科用図書研究調査集計表（調査員集計 様式3）」の公文書公開請求書を処分庁に対して提出。

同月11日、処分庁は「様式1」の非公開を決定し、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付。

平成29年1月10日、審査請求人は、審査庁新居浜市教育委員会に対して、「様式1」について、非公開となったことを不服とし「様式1」の公開を求める審査請求を行った、というものでございます。

まず、審査請求人の主張は非公開決定された「様式1」は「平成28年度使用中学校教科用図書研究調査集計表（調査引用 様式2）」のもととなっている「意思決定に至る過程」公文書であり公開されなければならないということ。また、様式1は個々の調査員が調査のために使用するものであることを理由として教育委員会への提出を求めているという不作為があり、その不作為を棚に上げて非公開とすることは許されず「様式1」は公開されなければならないというものでございます。

処分庁の主張は、「様式1」は調査員に提出を求めておらず、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とする公文書の定義には該当せず、処分庁には存在しないため非公開としたもので、本件処分は新居浜市情報公開条例の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないとの主張でございます。

本件に係る法令等の規定についてはこれまでと同様であり、処分庁は公開請求があった平成28年10月6日の5日後の10月11日付けで部分公開決定通知書を送付しております。

公開の対象となる公文書については、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものですが、保管簿冊を確認しましたが、「様式1」はその存在を確認することはできませんでした。

次に「様式1」は「様式2」のもととなっている「意思決定に至る過程」公文書であり公開されなければならないという点及び「様式1」は個々の調査員が調査のために使用するものであることを理由として教育委員会への提出を求めているという不作為があるという点についてでございます。

まず、「様式1」と「様式2」の関係でございますが、「様式2」は、調査員自らが「様式1」に記載した内容を、教科ごとに1枚に自らがまとめたもので、「様式1」に記載する内容は、1つの教科について出版社ごとに、内容の選択、内容の程度、構成・配列、学習指導への配慮、造本その他、の5つの項目について、当該教科書の何ページの記載内容が適切なのか、あるいは工夫を要するのか、についての理由の一文を付し、A（極めて適切）B（適切）C（おおむね適切）D（工夫を要す）の4段階の評価をつけたものでございます。本日記っております資料2の方になりま

す。1 出版社の 1 教科につき 1 枚の調査票となっており、歴史教科書に関していえば全部で 8 枚となります。一方の「様式 2」は、「様式 1」で評価した 5 つの項目について、1 教科につき全ての出版社について 4 段階の評価を理由を付してつけるとともに、5 つの項目に加えて総合所見を記載し、併せて総合評価を A～D で評価するようになっております。資料 3 でございます。1 教科について、1 枚に全ての出版社の 5 項目の評価及び総合所見が一覧できるように記載されたものとなっております。つまり 8 枚の「様式 1」に記載された内容を 1 枚にまとめ、8 社全ての 5 つの評価項目と総合所見を一覧に整理したもので、調査員が「様式 1」を使用して調査した結果をわかりやすく整理した資料となっております。

以上のように「様式 2」は「様式 1」の内容を全て網羅しており、「様式 1」は意思決定に至る過程を示すものというより、各調査員が「様式 2」を作成するために活用するメモ書きとしての性質が強いものとなっております。調査員が調査結果として提出する資料、組織としての共用文書としては、「様式 1」よりも「様式 2」が適当かつ内容的にも「様式 2」があれば十分であり、処分庁が調査員に「様式 1」の提出を求めているという点も理解できるところでございます。

審査請求人は、「様式 1」は「様式 2」のもととなっている「意思決定に至る過程」公文書であり、公開されなければならないと主張し、「様式 1」の公開を求める審査請求をしておりますが、これまで見てきましたように、「様式 1」は「意思決定に至る過程」文書ではないということ、かつ調査員からの提出を求めているため処分庁では保管しておらず、公文書としては存在しておりません。

仮に「様式 1」が公文書として保管すべき文書だったという意見に立つとしても、その事務処理は既に 2 年以上前になされたものであり、今後の改善の対象とはなりえても、公文書として存在していないこと自体は、今回の情報公開請求に係る処分ではないため、本件審査請求の対象とはなりえないものです。対象となるのは、処分庁による「様式 1」に係る情報公開請求に関する処分であり、「様式 1」が公文書として存在していないことや処分庁が提出を求めていることの是非を問う事は本件審査請求の対象外であります。

	<p>これ以外の違法性又は不当性については、他に本件処分に違法又は不当な点は認められません。</p> <p>結論でございますが、以上のことから、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45号第2項の規定により棄却されるべきという意見でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>関教育長</p>	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>この意見書の内容を基本として情報公開審査会の方に諮問書を提出するという決定をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>関教育課長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>お手元の生徒指導関係資料をご覧ください。</p> <p><資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不登校について 2 いじめについて 3 交通事故について 4 不審者情報
<p>関教育長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、その他、何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>高橋次長兼スポーツ振興課長</p>	<p>スポーツ振興課の高橋です。</p> <p>スポーツ振興課から、来年、平成30年1月14日(日)に開催いたします新居浜市市制施行80周年記念事業「第59回新居浜市民マラソン大会(あかがねマラソン)」の開催につきましてご説明いたします。</p>

新居浜市民マラソンは、近年、国領川河川敷右岸側の東雲競技場を中心に開催してまいりましたが、走行距離が最長5 kmと短く、市民のマラソン愛好者などから距離の延長についての声が挙がっております。また、周辺自治体では、既にハーフマラソンの距離でのマラソン大会が開催されつつありますことから、本市といたしましても、市制施行80周年記念を契機といたしまして、市民の皆様を中心により多くの皆様にご参加していただくため、新たな会場でコース設定をし、走行距離も最長15 kmに延長し、開催することといたしました。

開催日時は、平成30年1月14日（日）、開会式は8時35分、9時から競技を開始し、12時には閉会式を予定しております。

時期的には、愛媛マラソンの3週間前の開催となり、愛媛マラソンを走られる方にとっても、調整するにもいい日程ではないかと考えております。

会場は、あかがねマラソンリーフレットの裏面にコースを図示いたしておりますが、山根公園を中心といたしまして、主に周辺の公道を走ることとなります。

種目は、高校生以上の15 kmと5 kmのコース、中学生の3 kmコース、小学4年生から6年生までの2 kmコース、小学1年生から3年生までの1 kmコースがございます。

参加料と定員につきましては、15 km以上のコースが参加料3,500円で定員1,200人、5 kmコースが参加料2,000円で定員が200人、中学生の3 kmのコースが参加料1,000円で定員200人、小学4年生から6年生までの2 kmのコースが参加料1,000円で定員200人、小学1年生から3年生までの1 kmのコースが参加料1,000円で定員200人となっており、総勢2,000人が参加する規模を想定しております。

なお、小・中学生が参加できるコースの総勢600人につきましては、新居浜市内の人に限定いたしました。

そのような背景もございまして、市制施行80周年記念事業を成功させるためにも、また、『新居浜市スポーツ推進計画』の基本理念でもあります「市民のライフステージに応じて親しむ・楽しむ・育てるスポーツまちづくり」を推進していくためにも、市民の皆様には、できる限りあかがねマラソンへ参加していただきたく、先日、小学校と中学校の校長会にて、児童・生徒及びその

<p>関教育長</p>	<p>保護者への周知につきましてお願いをしておりました。</p> <p>小（中）学生の参加料1,000円は高くはないかという点につきまして、新居浜市民マラソン実行委員会の中において、様々な角度から検討されましたが、市制80周年記念タオルなどの参加賞の配布やランナーチップによる正確な記録計測、完走者全員に完走証を配布するなど、これまで以上に充実した魅力ある大会にするためには必要な参加料ではないかということで設定されたものと捉えていただければと思っております。</p> <p>なお、あかがねマラソンのゲストランナーといたしまして、新居浜市出身でバルセロナオリンピックに出場されました渡邊高博さんをお迎えすることといたしております。</p> <p>以上で、新居浜市市制施行80周年記念事業「第59回新居浜市民マラソン大会（あかがねマラソン）」についての説明を終わります。</p> <p>教育委員の皆様におかれましても、ご周知の方ご協力お願いいたします。</p> <p>ただ今のあかがねマラソンにつきまして、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ぜひご自身も含めてご出席、ご参加よろしく願います。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>平成28年度の教育委員会関係の決算についてご説明をいたします。</p> <p>お手元に、「平成28年度決算と主要な施策の成果等に関する説明書」をお配りしております。</p> <p>「年度別教育関係歳出決算」の表でご説明いたしますので、表の方をご覧ください。</p> <p>まず、教育費についてでございます。右から2列目が平成28年度の決算額となっております。</p> <p>決算総額でございますが、表の下から3行目、49億5,709万5千円でございます。前年度が40億1,886万円でございますので、9億3,823万5千円、23.3%の増となっております。予算額57億3,540万9千円に対する執行率は86.4%です。</p>

	<p>また、平成28年度の一般会計の決算額は、467億9,230万4千円となっており、教育費の割合は10.6%であり過去5年間で最も高くなっております。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>次に、民生費についてでございます。</p> <p>放課後児童クラブに関する決算となりますが、1億1,145万7千円で前年度よりも1,410万6千円、14.5%の増、執行率は97.3%となっております。</p> <p>次に、介護保険事業特別会計についてでございます。</p> <p>高齢者生きがい創造学園講座事業費でございますが、857万4千円の決算額で、前年度よりも38万7千円、4.7%の増、執行率は97.7%となっております。</p> <p>次のページに年度別の教育費の費目別決算をグラフ化したものを示しております。また、事業ごとの詳細につきましては、別冊の「平成28年度決算と主要な施策の成果等に関する説明書」に、教育費については145ページ以降、民生費の放課後児童対策費については50ページに記載されておりますのでまた後ほどご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>関教育長</p>	<p>ただ今の決算の説明につきまして何かご質問等ございますか。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>円グラフの資料についてですが、平成27年度から平成28年度にかけて小学校費が非常に上がっていると思うのですが、これは何か大きな事業を展開されたのでしょうか。</p>
<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>これは学校建設費が平成27年度から平成28年度へ繰り越しとなっております、それが7億7000万ほどの増額となっております。また、国体の開催に向けての国体開催対策費が平成27年度と比べて1億4000万円ほど増額となっておりますので、その影響もあるかと思えます。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>関教育長</p>	<p>具体的には泉川小学校の南校舎ですね。</p>

<p>三沢総括次長兼社会教育課長 関教育長</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。</p>
<p>横井次長兼図書館長</p>	<p>図書館から市長専決処分の報告についてご説明いたします。 公用車の事故による損害賠償の額の決定についてでございます。</p> <p>平成29年7月4日午後3時頃、移動図書館巡回場所の七宝台自治会館において、移動図書館車が前進した際に七宝台自治会の浄化槽の蓋及び配管を破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成29年8月28日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額については当事者との協議によりまして、破損した物件の修理に要する費用5万7240円と決定いたしましたものです。 なお、損害賠償の額につきましては全額損害保険ジャパン日本興亜株式会社から支払われる予定となっております。図書館従事者の運転につきましては、日頃から交通規則の遵守を徹底し、安全運転を心掛けていただいておりますが、今後なお一層の安全教育の徹底を図り、安全運転の励行につきまして周知、徹底を図ってまいります。</p>
<p>関教育長</p>	<p>何かご質問等ございますか。</p> <p>図書館の車両が4トンほどの重さがあるようで、駐車場にある強化プラスチックの上を通った時に破損をしたということでございます。</p>
<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>他に連絡事項はございませんか。</p> <p>文化振興課 曾我部でございます。</p> <p>お手元にお配りしておりますチラシをご覧ください。あかがねミュージアム美術館で今年度市制施行80周年記念事業ということで4月から6月にかけて「東京富士美術館コレクションー美の東西ー」、7月から9月10日、この日曜日までなのですが、「近藤勝也展」を開催してきました。それぞれ市制80周年ということで市民の皆様がたくさん見に来ていただいておりますが、それが9月10日に終わりますので、10日後の9月20</p>

	<p>日から10月29日の期間で「文化庁新進芸術家海外研修制度50周年記念展」という新しい美術展覧会を開催いたします。会期は1か月ほどなのですが、お祭りの期間ですとか国体の期間等を挟みますので、是非たくさんの方に見に来ていただきたいと思っております。どうか広報の方、ご周知よろしく願いいたします。</p>
<p>関教育長</p>	<p>何かご質問はございませんか。</p>
<p>関教育長</p>	<p>他に連絡事項はございますか。</p>
<p>高橋学校教育課長</p>	<p>特に資料はございませんが、議案の2～3ページに学校教育課の行事が出ておりますが、小学校・中学校の運動会がございます。教育委員さんと16名の管理職の皆さんには、例年どおり小学校・中学校の運動会へのご参加ということでご案内差し上げていることと思います。ご観覧の方よろしく願いいたします。</p>
<p>関教育長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>私の方からも一点、例年教育委員会の研修ということで、昨年度は佐賀市と多久市の方に伺ったのですか、今回先般からのお話の中で、特にICT教育に特化したところを研修地にしようということで、滋賀県の草津市と京都市あたりへ研修に行けたらと考えております。昨年と同時期の11月の中で日程を考えていければと思うのですが、とりわけ中旬以降くらいで不都合な日程がございましたら、また事務局の方にご連絡をいただければと思います。</p> <p>それでは、次回の定例会の日程を決定させていただきたいと思っております。</p> <p>通常であれば10月の第一木曜日の5日ということになりますが、5日が国体の会期日程と重なっておりまして、事務局が不在にするものが多いかと思っておりますので、13日金曜日の15時という日程で調整させていただけたらと思います。</p> <p>それでは、これよりは非公開審議に入りますので、関係者以外</p>

の方は退席をお願いします。

委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名